

雲仙市障害者職場実習促進事業

事業内容のお知らせ

雲仙市では、障がいのある人が職場実習を体験することで、就労への移行や就労機会の確保及び就労能力の向上につなげるため、職場実習促進事業を行っています。

○職場実習促進事業の助成の種類

- ①実習奨励金・・・実習生の受入れを行った法人等（※1）に対して支給します。
- ②交通費助成・・・実習生の自宅から実習先の事業所までの交通費を助成します。

○支給対象者（以下の要件のいずれかを満たす方）

雲仙市に住所がある満18歳以上の方で、

- ① 一般企業等への就労を希望される、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ② 障害者就業・生活支援センター（※2）に登録されている方。

※1 法人等とは、実習生を受け入れる法人又は事業者をいいます。法人等には、実習生の自家及び当該実習生の家族が経営する法人又は事業者は含みません。

※2 障害者就業・生活支援センターは、障がいのある方の職業生活における自立を図るため、関係機関との連携の下、身近な地域において就業及び生活を一体的に支援する機関です。

○実習（支給）期間と支給額の内容

実習（支給）期間	支給額
5日以上1か月以内の期間で、1日4時間以上の実習	・交通費等助成⇒実習生の自宅から実習先の事業所までに要した実費（※3） ・実習奨励金⇒1人1日 2,000円（※4）

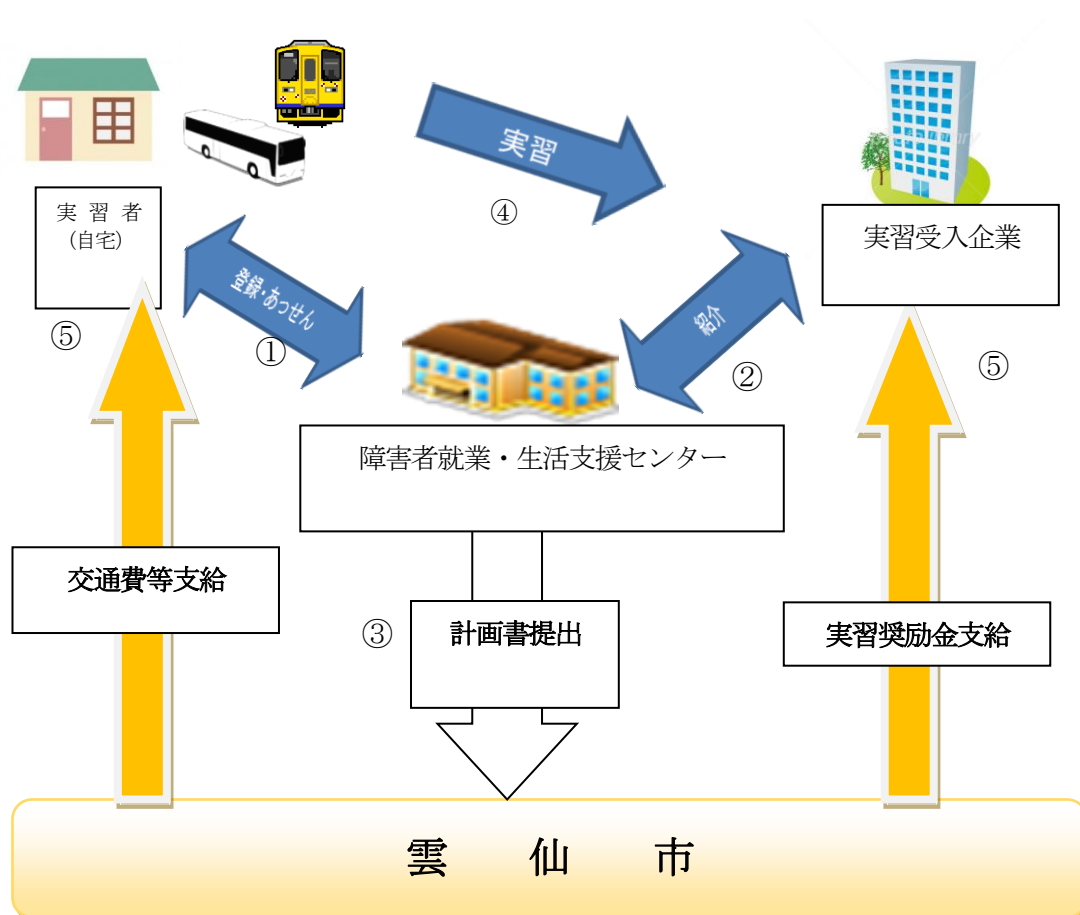
※3 実費については、公共交通機関（バス・鉄道）及び自家用車並びにタクシー利用を対象とし、1日2,000円を上限とします。

※4 実習奨励金の支給は、障がい者1人に対し、年度内3回、通算3回の職場実習を限度とします。

ただし、支給額は、実習期間中に実習を行った日数が支給の対象となります。

○申し込みから実習までの流れ

- ① 障害者就業・生活支援センターへの登録
- ② 障害者就業・生活支援センターから実習受入企業への紹介
- ③ 障害者就業・生活支援センターより実習計画書を提出
- ④ 実習受入企業での実習（5日以上～1か月以内）
- ⑤ 交通費等及び実習奨励金の支給



お問い合わせ先：雲仙市福祉事務所 福祉総務課 障がい班 Tel0957(47)7871
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと Tel0957(73)9560